

大市民第 913 号
平成 27 年 2 月 26 日

公益財団法人 大阪人権博物館
理事長 成山 治彦 様

大阪市長
橋下 徹

大阪人権博物館の敷地として使用されている市有地の明渡等について

貴法人におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。

日頃は、大阪市の人権行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 26 年 11 月 28 日付け大市民第 642 号「大阪人権博物館の敷地として使用されている市有地について」により、別紙記載の市有地(別図 2 の内「イ」の部分。以下「本件土地」といいます。)を引き続き借り受ける場合の条件をお示しし、新たな契約締結の意思の有無について確認させていただきましたが、2015 年 1 月 11 日付け大人博第 28 号により貴法人からいただきました回答を拝見し、貴法人におかれては、本件土地について通常の不動産鑑定の手法に基づく賃料による契約の意思がないものと判断し、本市としては、平成 26 年 4 月 1 日締結の市有財産使用貸借契約書第 5 条に規定する使用貸借期間の満了後は、本件土地を貴法人に貸し付けることはしないこととしました。

つきましては、本件土地の使用貸借契約は平成 27 年 3 月 31 日をもって終了することになりますので、同契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、同日限りで、本件土地を原状回復のうえ、本市に返還していただきますようお願い申し上げます。

なお、同日限りで土地の返還をしていただけない場合は、本市として必要な手続きを進めさせていただきますので、念のため申し添えます。